

○近畿大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程

(令和4年1月31日)

(目的)

第1条 この規程は、近畿大学(以下「本学」という。)における競争的研究費等の取扱いに関し、適正に運営及び管理・執行するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的研究費等の運営及び管理・執行については、関係法令又はそれらに基づく特別な定めのある場合を除き、この規程を適用するものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的研究費等」とは、原則として次のものをいう。

- (1) 研究者(教員)が研究課題を設定し、資金配分機関の審査を経て研究費が交付される基金及び補助金
- (2) 資金配分機関が研究課題を設定し、それに応募した研究者(教員)へ審査を経て採択し、当該研究者(教員)の所属機関との間で委託契約(再委託契約を含む)が締結される委託費(受託研究費)

(責任と権限)

第4条 本学の競争的研究費等を適正に運営及び管理・執行するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、競争的研究費等の運営及び管理・執行について最終責任を負うものとし、学長がその任に当たる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の管理及び運営について、全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、理事職をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営及び管理・執行について実質的な責任と権限を持つもので、学部長、所長等をもって充てる。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の不正防止を図るため、所属内の運営及び管理・執行に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を定期的実施・受講を義務付け、受講状況を管理・監督するとともに、不正を発生させる要因を把握し、不正防止に向け努めなければならない。
- (5) コンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理・執行、コンプライアンス教育等、日常的な管理・監督を行う者として、コンプライアンス推進副責任者を置き、学科長、事務(部)長等をもって充てる。

(組織体制)

第5条 本学の競争的研究費等を適正に運営及び管理・執行する組織として、最高管理責任者のもとに不正防止計画の策定・推進を担当するコンプライアンス委員会を設置する。

2 コンプライアンス委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長又は副学長補佐
- (2) 理事(若干名)
- (3) 法人本部総務部長
- (4) 監査室長
- (5) 大学運営本部学術研究支援部事務(部)長
- (6) 学長が指名する教職員(若干名)

3 コンプライアンス委員会に委員長を置き、学長の指名する者をもって充てる。

4 第2項第1号、第2号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 コンプライアンス委員会に事務局を置き、その庶務は、関係部署の協力を得て、監査室法人倫理推進課において実施する。

6 コンプライアンス委員会は、不正防止計画の策定・推進を担い次に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的研究費の運営及び管理・執行に係る実態の把握及び検証に関すること。
- (2) 関係部署と協力し不正発生要因の排除・改善策を講ずること。
- (3) 行動規範に関すること。
- (4) その他、不正防止計画の策定・推進について必要な事項に関すること。

(相談窓口との連携)

第6条 本学における競争的研究費等に係る研究者の事務処理手続に関し、統一的な運用を図るため、相談窓口を設置し、コンプライアンス委員会と連携する。

2 相談窓口は、次に掲げる部署とする。

- (1) 大学本部キャンパス：大学運営本部学術研究支援部
- (2) 他キャンパス等：各会計単位における研究費事務担当部署

3 相談窓口は、本学における競争的研究費等に係る事務処理手続に関する学内外からの照会等に対応し、本学における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正行為告発窓口等)

第7条 本学における不正行為の告発窓口等に関しては、研究活動上の不正行為等への取扱規程に定める。

2 物品等納入業者の不正行為に係る対応措置は、学校法人近畿大学物件調達規程第8条に準拠するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができる。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月31日）

この規程の改正は、令和4年1月31日から施行する。